# 自動車重量税法施行規則 （昭和四十六年大蔵省令第六十六号）

#### 第一条（非課税軽自動車であることを明らかにするための書類）

自動車重量税法施行令（昭和四十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二条に規定する財務省令で定める書類は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の六第三項（軽自動車届出済証返納証明書の交付）に規定する軽自動車届出済証返納証明書とする。

#### 第二条（車両総重量がないものとされる被牽けん 引自動車）

令第五条第一項に規定する被牽けん  
引自動車は、次に掲げる被牽けん  
引自動車とする。

* 一  
  自動車検査証の車体の形状の欄に「セミトレーラ」、「バンセミトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」又は「コンテナセミトレーラ」と記載される被牽けん  
  引自動車
* 二  
  自動車検査証の車体の形状の欄に「ドリー付トレーラ」と記載され、かつ、当該検査証に記載される牽けん  
  引自動車の車名及び型式が令第五条第一項に規定する牽けん  
  引自動車に係るもののみである被牽けん  
  引自動車

#### 第三条（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付方法）

自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号。以下「法」という。）第十条の二に規定する財務省令で定める方法は、同条に規定する申請又は届出を行う場合に国土交通大臣等（法第十条に規定する国土交通大臣等をいう。）から得た納付情報により納付する方法とする。

#### 第四条（税額の認定通知）

法第十二条第一項に規定する通知は、当該自動車に係る次に掲げる事項を記載した書面をもつてするものとする。

* 一  
  使用者の住所（住所がない場合には、居所又は法の施行地にある事務所、営業所その他これらに準ずるものの所在地。次条において同じ。）及び氏名又は名称
* 二  
  法第十二条第一項の規定により認定した自動車重量税の額
* 三  
  前号の税額のうち未納の金額
* 四  
  当該自動車の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる事項
* 五  
  法第七条第一項の区分及び当該自動車が次に掲げる自動車である場合にはそれぞれ次に掲げる事項
* 六  
  その他参考となるべき事項

#### 第五条（納付不足額の通知事項）

法第十三条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

* 一  
  当該自動車の使用者の住所及び氏名又は名称
* 二  
  当該自動車に係る自動車重量税の額
* 三  
  前号の税額のうち未納の金額
* 四  
  第二号の自動車重量税の納期限
* 五  
  当該自動車についての前条第四号及び第五号に掲げる事項
* 六  
  その他参考となるべき事項

# 附　則

##### １

この省令は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

##### ２

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十六年運輸省令第五十五号）の施行日前に道路運送車両法施行規則第六十三条の六（軽自動車届出済証の返納）の規定によりその軽自動車届出済証が返納された軽自動車について法第五条第二号の規定の適用を受けるため必要とされる令第二条に規定する大蔵省令で定める書類は、第一条の規定にかかわらず、当該軽自動車届出済証が返納されたことを証する書類として適当なものであることを道路運送車両法施行規則第六十三条の二第一項（軽自動車の使用の届出書）に規定する都道府県知事が認めた書類とする。

##### ３

令附則第三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に掲げる書類とする。

* 一  
  道路運送車両法第六十条第一項（新規検査の場合の自動車検査証の交付）の規定により自動車検査証が交付された検査自動車である軽自動車
* 二  
  道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（昭和四十八年運輸省令第三十三号。以下この号において「改正省令」という。）による改正前の道路運送車両法施行規則（以下この号において「旧規則」という。）第六十三条の二第三項又は改正省令による改正後の道路運送車両法施行規則（以下この号において「新規則」という。）第六十三条の二第三項（軽自動車届出済証の交付）の規定により軽自動車届出済証が交付された検査自動車である軽自動車で前号以外のもの

# 附則（昭和四八年九月二八日大蔵省令第四三号）

この省令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

# 附則（昭和五八年三月三一日大蔵省令第二〇号）

この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。  
ただし、第三条第五号の改正規定は、同年七月一日から施行する。

# 附則（平成七年六月三〇日大蔵省令第四六号）

この省令は、平成七年七月一日から施行する。

# 附則（平成一二年八月二一日大蔵省令第六九号）

##### １

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附則（平成一四年六月二八日財務省令第四〇号）

この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

# 附則（平成一六年一一月一九日財務省令第六九号）

この省令は、平成十六年十二月十二日から施行する。

# 附則（平成三一年三月二九日財務省令第一一号）

この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。